

(作業主任者技能講習テキスト)

<新旧対照表> 8版(令和6年8月5日)

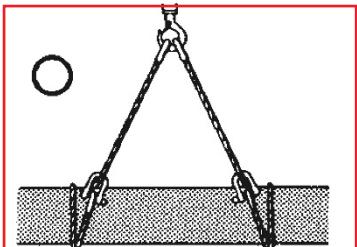
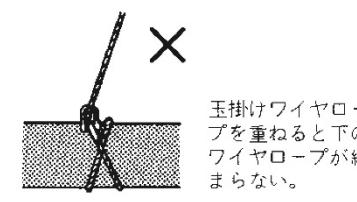
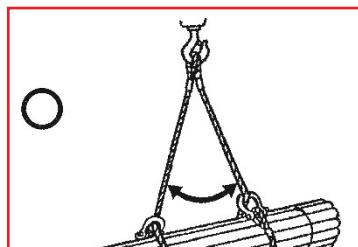
【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 7版(令和5年9月19日)	(新版) 8版(令和6年8月5日)
[表記・用語の統一] (例:職場→事業所など)]	

作業員→作業者、監視員→監視人、通行者→通行人、誘導員→誘導者、重機運転手→重機運転者、徵候→兆候

(旧版) 7版(令和5年9月19日)			(新版) 8版(令和6年8月5日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
3	表1-1 準拠条文 上から 6行目	同上 <u>18, 21</u>	3	表1-1 準拠条文 上から 6行目	同上 <u>71</u>
3	表1-1 準拠条文 上から 7行目	同上 <u>66</u>	3	表1-1 準拠条文 上から 7行目	同上 <u>142</u>
92	下から 2行目	ii ポックス式ベンチカット法は、 <u>原地盤</u> が平坦に近い場合に適する掘削方法で、～	92	下から 2行目	ii ポックス式ベンチカット法は、 <u>現地盤</u> が平坦に近い場合に適する掘削方法で、～
95	下から 4行目	破碎剤の取扱いは、保護めがね、 <u>ゴム手袋等</u> を使用し、	95	下から 4行目	破碎剤の取扱いは、保護めがね、 <u>化学防護手袋等</u> を使用し、
96	図5-18	(赤枠内を右記の図に差し替え)	96	図5-18	
		<p>※作業中は保護具（保護面、保護めがね、 ゴム手袋等）を必ず着用する。</p>			<p>※作業中は保護具（保護面、保護めがね、 化学防護手袋等）を必ず着用する。</p>
		図5-18 膨張性破碎剤による破碎の施工手順の例			図5-18 膨張性破碎剤による破碎の施工手順の例
99	上から 3行目	作業者の <u>3～5人のグループ</u> には、～	99	上から 3行目	作業者が <u>3～5人のグループ</u> には、～

(旧版) 7版(令和5年9月19日)			(新版) 8版(令和6年8月5日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
123	上から 9行目	～「 <u>道路工事に伴う事故防止対策</u> 」(警視庁 交通規制課)に基づき、～	123	上から 9行目	～「 <u>道路使用許可取扱要綱</u> 」(警視庁交通規 制課)に基づき、～
195	図8-11 キャプシ ョン	図8-11 移動式足場の例	195	図8-11 キャプシ ョン	図8-11 移動式足場 <u>(内階段式)</u> の例
205	図8-16	(赤枠内を右記の図に差し替え)	205	図8-16	
 <p>玉掛けワイヤロープは常に<u>2本掛け</u>とする。</p>  <p>玉掛けワイヤロープを重ねると下のワイヤロープが締まらない。</p> <p>図8-16 玉掛けの例</p>			 <p>玉掛けワイヤロープは常に<u>2本づり</u>とする。</p>  <p>玉掛けワイヤロープを重ねると下のワイヤロープが締まらない。</p> <p>図8-16 玉掛けの例</p>		
216	上から 6行目	<u>(金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は令和6年1月1日より施行)</u> を削除	216	上から 6行目	
233	下から 7行目	～ <u>皮手袋</u> の使用が望ましい。	233	下から 7行目	～ <u>かわ</u> 手袋の使用が望ましい。
238	上から 16行目	a 酸素濃度が <u>18%以下</u> の所では使用してはならない。	238	上から 16行目	a 酸素濃度が <u>18%未満</u> の所では使用してはならない。
248	下から 17行目	～表9-3のとおりである。	248	下から 17行目	～P.232 表8-15のとおりである。
260	下から 12行目	作業の順序にしたがって、「 <u>単位作業</u> を準備作業」、「主体作業」、「後始末作業」の三つに分解する。	260	下から 12行目	作業の順序にしたがって、 <u>単位作業</u> を「準備作業」、「主体作業」および「後始末作業」の三つに分解する。
261	上から 19行目	作業主任者、 <u>職長</u> 、担当者等が協力して作成にあたることになる。	261	上から 19行目	作業主任者、 <u>職長・安全衛生責任者</u> 、担当者等が協力して作成にあたることになる。
269	作業手順書(例) 資格免許の欄	移動式クレーン運転士免許、玉掛け技能講習修了者、土止め支保工作業主任者、 <u>アーク溶接特別教育修了者</u> 、ガス溶接技能講習修了者	269	作業手順書(例) 資格免許の欄	移動式クレーン運転士免許、玉掛け技能講習修了者、土止め支保工作業主任者、 <u>金属アーク溶接等作業主任者</u> 、ガス溶接技能講習修了者
301	下から 3行目	8 前各号に掲げるもののほか、当該 <u>事務</u> に関する安全又は衛生のために必要な事項	301	下から 3行目	8 前各号に掲げるもののほか、当該 <u>業務</u> に関する安全又は衛生のために必要な事項

(旧版) 7版(令和5年9月19日)			(新版) 8版(令和6年8月5日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
302	上から 13行目	<u>5～5の2</u> 省略	302	上から 13行目	<u>4の2～5の2</u> 省略
302	上から 15行目	<u>6～8の2</u> 省略	302	上から 15行目	<u>6～8</u> 省略
305	上から 21行目	1 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。	305	上から 21行目	1 フォーク、ショベル等の荷役装置 <u>(テールゲートリフターを除く。)</u> を最低降下位置に置くこと。
307	下から 20行目	第151条の55 事業者は、 <u>前2条</u> の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。	307	下から 20行目	第151条の55 事業者は、 <u>前二条</u> の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
308	上から 23行目	第151条の67 事業者は、最大積載量が <u>5</u> トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が <u>5</u> トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と <u>荷台</u> 上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。 2 前項の作業に従事する労働者は、床面と <u>荷台</u> 上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。	308	上から 23行目	(昇降設備) 第151条の67 事業者は、最大積載量が <u>2</u> トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が <u>2</u> トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と <u>荷台</u> との間及び床面と <u>荷台</u> 上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。 2 前項の作業に従事する労働者は、床面と <u>荷台</u> との間及び床面と <u>荷台</u> 上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。
308	下から 9行目	第151条の70 事業者は、一の荷でその重量が <u>百</u> キログラム以上のものを～	308	下から 9行目	第151条の70 事業者は、一の荷でその重量が <u>100</u> キログラム以上のものを～

(旧版) 7版(令和5年9月19日)			(新版) 8版(令和6年8月5日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
309	上から 19行目	(保護帽の着用) 第151条の74 事業者は、最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。 2 略	309	上から 19行目	(保護帽の着用) 第151条の74 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは（第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。 1 最大積載量が5トン以上のもの 2 最大積載量が2トン以上5トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの 3 最大積載量が2トン以上5トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。） 2 略
310	上から 2行目	第151条の79 事業者は、コンベヤーから荷が落下することにより～	310	上から 6行目	第151条の79 事業者は、コンベヤーから荷が落下することにより～
311	下から 7行目	1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上におろすこと。	311	下から 3行目	1 バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
312	下から 12行目	口 ワイヤロープより間において素線（フライ線を除く。）のうち切断しているものが10パーセント未満のものであること。	312	下から 9行目	口 ワイヤロープより間において素線（フライ線を除く。）のうち切断しているものが10パーセント未満のものであること。
312	下から 2行目	(Ⅰ) 切断荷重の2分の1の荷重で～	313	上から 2行目	(i) 切断荷重の2分の1の荷重で～
313	上から 1行目	(Ⅱ) その引張強さの値が400ニュートン～	313	上から 4行目	(ii) その引張強さの値が400ニュートン～
313	上から 4行目	口 伸びが、該当つりチェーン～	313	上から 7行目	口 伸びが、当該つりチェーン～
314	上から 1行目	2 事業者、前項のただし書の車両系建設機械については、～	314	上から 4行目	2 事業者、前項ただし書の車両系建設機械については、～
314	上から 14行目	8 事業者、車両系建設機械に係る自主検査を行ったときは、～	314	上から 18行目	8 事業者は、車両系建設機械に係る自主検査を行ったときは、～

(旧版) 7版(令和5年9月19日)			(新版) 8版(令和6年8月5日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
315	上から 19行目	2 ワイヤロープより間ににおいて素線 (フライ線を除く。~)	315	上から 22行目	2 ワイヤロープより間ににおいて素線 (フイラ線を除く。~)
315	下から 20行目	2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切 断荷重の値を <u>該当</u> ワイヤロープにかかる~	315	下から 18行目	2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切 断荷重の値を <u>当該</u> ワイヤロープにかかる~
315	下から 3行目	~ <u>止め金具</u> 付きブレーキを備え付けなけれ ばならない。	315	下から 1行目	~ <u>止め金</u> 付きブレーキを備え付けなけれ ばならない。
322	上から 12行目	4 <u>前3号</u> に該当する措置を講ずることが 著しく困難なときは、~	322	上から 12行目	4 <u>前三号</u> に該当する措置を講ずることが 著しく困難なときは、~
322	上から 19行目	第353条 事業者は、第329条の囲い及び絶 縁覆いについて、 <u>毎月一回以上</u> 、~	322	上から 19行目	第353条 事業者は、第329条の囲い及び絶 縁覆いについて、 <u>毎月1回以上</u> 、~
323	上から 2行目	~ <u>それよりも崩壊</u> の危険が大きくないよ うに当該各部分の傾斜を保持しなければな らない。	323	上から 2行目	~ <u>それよりも崩壊</u> の危険が大きくないよ うに当該各部分の傾斜を保持しなければな らない。
323	上から 17行目	~ <u>浮石及びき裂</u> の有無及び状態並びに含 水、~	323	上から 17行目	~ <u>浮石、及びき裂</u> の有無及び状態並びに含 水、~
324	上から 15行目	~ <u>るときは</u> 、又は転落するおそれのあると きは、~	324	上から 15行目	~ <u>るとき</u> 、又は転落するおそれのあると きは、~
325	下から 6行目	~さが20メートルを <u>こえる</u> ときは、~	325	下から 6行目	~さが20メートルを <u>越える</u> ときは、~
326	上から 19行目	(消化設備)	326	上から 19行目	(消火設備)
326	上から 24行目	第389条の6 <u>前3条</u> の規定は、たて坑の建 設の作業について準用する。	326	上から 24行目	第389条の6 <u>前三条</u> の規定は、たて坑の建 設の作業について準用する。
327	上から 14行目	第526条 事業者は、高さ又は深さが1.5メ ートルをこえる箇所で作業を行なうとき は、 <u>当該</u> 作業に従事する労働者~	327	上から 14行目	第526条 事業者は、高さ又は深さが1.5メ ートルをこえる箇所で作業を行なうときは 当該作業に従事する労働者~
327	下から19 行目	(脚 立)	327	下から19 行目	(脚立)
330	下から 8行目	2 前項の労働者は、同項の規定により <u>定 めされた</u> 履物の使用を命じられたときは、 ~	330	下から 8行目	2 前項の労働者は、同項の規定により <u>定 められた</u> 履物の使用を命じられたときは、 ~
331	上から 3行目	~ <u>日本工業規格A8951</u> (鋼管足場) に定め る単管足場用鋼管の規格~	331	上から 3行目	~ <u>日本産業規格A8951</u> (鋼管足場) に定め る単管足場用鋼管の規格~

(旧版) 7版(令和5年9月19日)			(新版) 8版(令和6年8月5日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
331	上から 9行目の 下	(本足場の使用) 第561条の2を追加	331	上から 9行目の 下	(本足場の使用) <u>第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上</u> <u>上の箇所において足場を使用するときは、</u> <u>本足場を使用しなければならない。ただし、</u> <u>つり足場を使用するとき、又は障害物の存</u> <u>在その他の足場を使用する場所の状況によ</u> <u>り本足場を使用することが困難なときは、</u> <u>この限りでない。</u>
332	上から 17行目	(点 檢) 第567条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について <u>点検し、異常を認めたとき</u> は、直ちに補修しなければならない。 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、 <u>点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</u> (1~9略) 3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 1 当該点検の結果 2 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容	332	上から 22行目	(点 檢) 第567条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して、</u> その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について <u>点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</u> 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、 <u>点検者を指名して、</u> 作業を開始する前に、次の事項について <u>点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。</u> (1~9略) 3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 1 当該点検の結果 <u>及び点検者の氏名</u> 2 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

(旧版) 7版(令和5年9月19日)			(新版) 8版(令和6年8月5日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
332	下から 5行目	3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、 <u>日本工業規格G 3101</u> （一般構造用圧延鋼材）、 <u>日本工業規格G 3106</u> （溶接構造用圧延鋼材）、 <u>日本工業規格G 3191</u> （熱間圧延棒鋼）、 <u>日本工業規格G 3192</u> （熱間圧延形鋼）、 <u>日本工業規格G 3444</u> （一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは <u>日本工業規格G 3466</u> （一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。	332	下から 2行目	3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、 <u>JIS G 3101</u> （一般構造用圧延鋼材）、 <u>JIS G 3106</u> （溶接構造用圧延鋼材）、 <u>JIS G 3191</u> （熱間圧延棒鋼）、 <u>JIS G 3192</u> （熱間圧延形鋼）、 <u>JIS G 3444</u> （一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは <u>JIS G 3466</u> （一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。
336	上から 9行目	5 積載荷重 <u>令第12条第6号</u> の積載荷重をいう。	336	上から 7行目	5 積載荷重 <u>令第12条第1項第6号</u> の積載荷重をいう。
336	上から 16行目	～つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行う場合のそれぞれの最高の速度を、～	336	上から 16行目	～つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行なう場合のそれぞれの最高の速度を、～
339	下から 6行目	(不適格な <u>フック</u> 、 <u>シャックル</u> 等の使用禁止)	339	下から 6行目	(不適格な <u>つりチエーン</u> の使用禁止)
346	上から 8行目	～中央の15mの部分が倒壊したため、約200m ³ の土砂が崩壊し、 <u>労働者</u> 7名が生き埋めまたは親杭等の下敷きとなり、～	346	上から 8行目	～中央の15mの部分が倒壊したため、約200m ³ の土砂が崩壊し、 <u>作業者</u> 7名が生き埋めまたは親杭等の下敷きとなり、～
349	下から 3行目	(5) 安全作業標準を作成し、 <u>関係労働者</u> に周知徹底をはかること。	349	下から 3行目	(5) 安全作業標準を作成し、 <u>関係作業者</u> に周知徹底をはかること。